

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案参照条文

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	1
○ 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）	1
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	2
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	2
○ 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）	6
○ 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）	7

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6〜8（略）

○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）（抄）

（特殊土じよう地帯の指定）

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、かつ特殊土じよう（シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しよくを受けやすい性状の土じようをいう。以下同じ。）でおおわれ地形上年災害が生じ、又は特殊土じようでおおわれているために農業生産力が著しく劣つて都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じよう地帯として指定する。

2（略）

（特殊土じよう地帯対策事業計画の設定）

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要な特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の事業計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

（国土審議会）

第五条 国土審議会（以下「審議会」という。）は、特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に対し、意見を申し出ることができる。

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（政令への委任）

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 （略）

2 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（都市・地域整備局の所掌事務）

第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土計画局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の推進に関すること。
- 三 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。
- 五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）に規定する処分管理計画に関すること。
- 六 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 七 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

八 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及

- び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 九 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。
- 十 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 十一 景観法(平成十六年法律第百十号)の規定による良好な景観の形成に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)
- 十二 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の規定による宅地の造成等の規制に関すること。
- 十三 土地区画整理事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び土地・水資源局の所掌に属するものを除く。)
- 十四 民間都市開発事業に関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十五 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関すること(防災街区整備事業及び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十六 防災街区整備事業(都市計画において定められた防災都市施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。))の整備を伴うものに限る。))の助成及び監督に関すること。
- 十七 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。
- イ 建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。))並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務(市街地再開発事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。))に係る業務
- ハ 防災街区整備事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。))に係る業務
- ニ 土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。))に係る業務
- ホ 流通業務団地造成事業(宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。))に係る業務
- 十八 駐車場に関すること(道路局及び自動車交通局の所掌に属するものを除く。)
- 十九 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること(独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。))に要する資金の貸付けに関すること並びに総合政策局及び住宅局の所掌に属するものを除く。)
- 二十 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。))に関すること。
- 二十一 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

二十二 市民農園の整備の促進に関すること。

二十三 屋外広告物に関すること。

二十四 古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十五 下水道に関すること。

二十六 都市開発資金融通特別会計の経理に関すること。

二十七 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

二十八 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

2 (略)

(海事局の所掌事務)

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること。

八 一六 (略)

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一二 (略)

三 国土審議会の庶務(土地政策分科会、北海道開発分科会、水資源開発分科会及び豪雪地帯対策分科会に係るものを除く。)に関すること。

四 (略)

(地方整備課の所掌事務)

第八十五条 地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方におけるそれぞれの圏域又は地域の整備に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における都市と農山漁村との連携に関する総合的な政策の企画及

び立案並びに推進に関すること。

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の施行に関すること(住宅局並びに都市計画課及び市街地整備課の所掌に属するものを除く。)

四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の施行に関すること(都市計画課の所掌に属するものを除く。)

五 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における半島地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

(安全基準課の所掌事務)

第四百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 (略)

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七・八 (略)

(検査測度課の所掌事務)

第五百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること(安全基準課の所掌に属するものを除く。)

四 七 (略)

○国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)(抄)

(分科会)

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げ

る法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名称	法律の規定
土地政策分科会	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十三条第二項 土地基本法(平成元年法律第八十四号)第十条第三項及び第十九条 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第二十六条の二 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十二条
北海道開発分科会	国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第四百十三号)第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)第三条第一項、第四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)並びに第五条

257 (略)

○社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)(抄)
(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
公共用地分科会	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)及び公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
産業分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務(不動産産業に関するものに限る。)をつかさどること。 二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
住宅宅地分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務(宅地及び住宅に関するものに限る。)をつかさどること。 二 住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)及び住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九

都市計画・歴史的風土分科会	条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
河川分科会	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
道路分科会	道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
建築分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（建築、建築士及び官公庁施設に関するものに限る。）をつかさどること。 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

256 (略)